

作成日:平成 年 月 日
 会社名: 対象製品名: 製品特徴:
 製品価格: 製品紹介URL:

No.	番号管理区分	項目	概要	業務ソフト基本対応機能	自社製品に実装		オプション製品で実現		(実装済み)試験文書名_機能単位			未実装			評価結果
					機能名称	カタログ記載内容	製品名	機能名称	カタログ記載内容	試験計画	試験説明	試験結果(サマリー)	実機による稼働確認	仕様書/機能設計書	
1	保管	正確性の確保	個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。	・個人番号を含む特定個人情報に変更・相違があった場合に修正入力出来る機能を有すること ・正確性を確保できる機能を有すること ・チェックデジット ・その他機能											
2	保管	収集・保管制限(保管制限と廃棄)	個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。	・個人番号を保管できる機能を有すること											
3	安全管理措置(組織的)	取扱規程等に基づく運用	取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。	・システムログ又は利用実績を記録する機能を有すること。 ・記載する項目は以下のいずれかの方法を実装していること。 ・特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録 ・その他適切な方法											
4	安全管理措置(組織的)	取扱状況を確認する手段の整備	特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。 なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。	・記録されたシステムログを閲覧することができる機能を有すること											
5	安全管理措置(物理的)	個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄	個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。 →ガイドライン第4-3-③B「保管制限と廃棄」参照 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。	・個人番号の削除について次の要件を満たしていること ・保存期間経過後の個人番号を復元できない手段で削除ができる機能を有すること ・個人番号を削除した場合には削除した記録を保存できる機能を有すること											
6	安全管理措置(技術的)	アクセス制御	情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。	・特定個人情報ファイルを取り扱える(閲覧、登録、利用、削除)事務取扱担当者の登録機能を有すること											
7	安全管理措置(技術的)	アクセス者の識別と認証	特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。	・以下のいずれかまたは組み合わせの方法で事務取扱担当者を識別する機能を有すること ・ユーザーID ・パスワード ・磁気/ICカード ・生体認証 ・その他識別できる方法											
8	安全管理措置(技術的)	情報漏えい等の防止	特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。	特定個人情報等を以下の手法により保護する機能を有すること ・暗号化 ・パスワードによる保護 ・その他適切な保護											

①:機能名称
ソフトウェアの機能(仕様書)において、「業務ソフト基本対応機能」を満たす機能名称を記載する。

※CSAJが公表する認証製品の対応機能をユーザーが参照した際に、カタログやマニュアルと合致させるため、可能な限りご記入ください。

②:カタログ記載事項
認証申請時にマイナンバー対応のカタログが完成していれば(印刷物が納品されなくても最終稿があれば)、カタログに記載されている内容を記入する。
Webの製品紹介ページでも可。

申請製品自身ではなく、オプションによってマイナンバー対応支援を実現する場合は、オプション製品の製品名、機能名、カタログ記載内容を記入する。

③:試験文書
①の機能に該当する各試験文書の該当する識別子(該当ファイル_該当項目まで)を記載する。
既存機能(もともと搭載されていた機能)については直近の回帰試験の試験文書を記入する。
試験文書の記載レベルはシステムテストレベル

試験が完了していない段階で認証申請する場合、β版サンプル(デモ用はNG)があれば、実際に数値を入力する等稼働確認を行います。(表には「O」を記載)
β版サンプルがない場合は要求仕様書、もしくは機能設計書等、対象となる機能が記載されている社内文書を

担当評価員 会社名 氏名 印